

吸収分割に関する事後備置書類
(簡易吸収分割)

2023年4月1日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社

2023年4月1日

各位

大阪府中央区南船場2丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 松林 良祐

大阪府守口市寺内町2丁目7番27号
エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 山崎 晃

吸収分割に係る事後開示書面

エア・ウォーター株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びエア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社（以下、「分割承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2023年2月8日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社がエレクトロニクスユニット内の特殊材料事業及びバルクガス事業に関する権利義務の一部を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - （2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本分割会社は、会社法第 787 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 2 月 9 日付の電子公告により新株予約権者に対して所定の事項を公告しましたが、同条第 1 項の規定による新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 2 月 9 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 9 日付の官報へ公告を掲載しましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。なお、承継会社には知っている債権者は存在しないため、承継会社は、知っている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定めるエレクトロニクスユニット内の特殊材料事業及びバルクガス事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 4 日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上